

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A 4

・報告書の提出部数は1部です。控えが必要な場合は、2部作成し郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。
・提出の際は、両面印刷、ホチキス留め、折り曲げ等は禁止。

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

提出日または投函日を表記してください。

新潟県知事様

事務所登録の更新ごとにも変わるので注意してください。

令和8年4月1日

（一級）建築士事務所 新潟県知事登録（）第1234号
名称 株式会社新潟一級建築士事務所
所在地 新潟県新潟市中央区学校町1番地1
電話 025-000-0000
建築士事務所の開設者の氏名又は名称
株式会社新潟
代表取締役 新潟 建太郎

（今回提出する報告書）

事業開始年月日 令和7年4月1日から

事業終了年月日 令和8年3月31日まで

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

<法人登録> 事業報告期間は、法人の定款で定められた事業年度。

提出期限は、事業年度経過後3ヵ月以内。

<個人登録> 事業報告期間は、1月1日～12月31日。

提出期限は、3月31日。

※新規登録された年は、事業開始年月日は「新規登録日」になります。

※事務所に備え置く「建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類」と内容を整合させてください。

(第三面)

講習会の受講日を記入します。
講習修了証の発行日と間違われる場合が多いです。ご注意ください。

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受け	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
新潟一郎	一級建築士 (管理建築士)	123456		R5.2.3	構造設計一級建築士	6543	R6.3.25
長岡次郎	一級建築士	654321		R4.3.4			
上越三郎	二級建築士	11111	新潟県	.未受講			
三条四郎 R3.2.1 退職	二級建築士	22222	新潟県	資格取得 R8.1.10			
柏崎五郎 R3.3.1 入社	一級建築士	33333		R8.2.15			
計			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	3 2 0 1 0	名 名 名 名 名		

管理建築士はその旨を記入してください。

事業年度期間中の入退職等の異動者は、氏名の下にその旨を記入してください。

定期講習未受講者は「未受講」と記入。建築士の資格を取得した直後で定期講習の受講義務がない場合は「資格取得」と「取得年月日」を記入してください。

年度内の延べ人数を記入。
期間中の異動者を含めます。

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入してください。
- 2 〔例〕

佐渡朱鷺江 新潟県 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び R〇.〇.〇～
五階建延 700 m² 工事監理 R〇.〇.〇

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
新潟一郎 長岡次郎 上越三郎	新潟県	共同住宅	SRC造10階建 延 4500m ²	設計(構造) 工事監理	R7.5.1～ R7.6.30
長岡次郎	新潟県	専用住宅	鉄骨造2階建 延 250m ²	設計 工事監理	R7.7.1～ R7.10.5
三条四郎	山形県	店舗	木造2階建 延 300m ²	設計	R6.2.10～ 継続中
<p>・(第三面)に記載した実績を所属建築士ごとに担当した事案と業務内容を記載してください。 そのため1件を複数の所属建築士が担当する場合は同一事案が複数箇所に表記されることになります。 ・建築士ごとに頁を変える必要はありません。 ・件数が少ない場合には記載例にあるように、「所属建築士の氏名」欄に複数の建築士を表記する方法も可とします。</p>					
	業務実績なし	報告する実績が無い場合			
〇〇 〇〇	第二面と同じ	所属建築士が管理建築士のみの場合			

